

事業種別	海老名市
○起業創業支援 ○助成金	中小企業事業資金等融資として、「創業等資金」を設け、低利で融資を受けられる制度有。 国から認定を受けた創業支援等事業計画に基づき、相談受付や講座・セミナーを実施
主管課	商工課
連絡先	046-235-4843
○農林水産業への就労支援	協定に基づき、市、農業委員会、ＪＡ、農業支援センターが連携して就農者を支援。新規就農者育成総合対策事業についても適宜対応。
主管課	農政課
連絡先	046-235-4844（直通）

事業種別	海老名市
○空き家 バンク	【全国版空き家・空き地バンク】登録 物件なし
主管課	住宅まちづくり課
連絡先	046-235-9604
○住宅取得 補助	●海老名市住宅取得支援事業補助金 1 子育て世帯支援型 市外から転入する子育て世帯、または市内に居住する子育て世帯が、本市の中古住宅を取得する際に、最大50万円を補助。 2 近居・同居支援型 市内に居住する親世帯のもとに、子世帯が新たに中古住宅を取得する際に、最大50万円を補助。
主管課	住宅まちづくり課
連絡先	046-235-9604
○住宅リフォーム補助	●海老名市住宅改修支援事業補助金 10万円以上のリフォーム工事に対し対象工事費の1/5、上限20万円を補助（多世代同居住宅は上限30万円を補助）
主管課	住宅まちづくり課
連絡先	046-235-9604
○その他独自の取組	●海老名市住宅断熱改修促進事業補助金 外気に接する開閉可能な開口部の断熱改修を2力所以上実施する場合に補助 1 省エネ基準相当 2/5、上限20万円 2 ZEH水準相当 4/5、上限50万円
主管課	住宅まちづくり課
連絡先	046-235-9604

事業種別	海老名市
独自の育児関係支援（医療費助成等）①	●子育て支援事業：「子育て・子育て応援事業」として、出生届出時及び乳幼児集団健診時（４か月児・２歳児・３歳６か月児）に紙オムツなどのお祝い品を贈呈。
主管課	こども育成課
連絡先	046-235-7878
独自の育児関係支援（医療費助成等）②	●子ども医療費の助成：０歳児から満18歳に達した日以後最初の３月31日までの保険診療による通院・入院に対して、医療費の自己負担額を助成。※令和５年９月診療分から、助成対象を現行の中学生までから上記に拡大
主管課	国保医療課
連絡先	046-235-4823
独自の育児関係支援（医療費助成等）③	●教材費支援：小・中学校の教材費無償。対象者：住民登録、市立小中学校に在籍中の小学生及び中学生。区域外就学児童生徒は対象外。私学も同様だが要申請。
主管課	就学支援課
連絡先	046-235-4918
独自の育児関係支援（医療費助成等）④	●小中学校安全安心サポート：市内公立小中学校に通う児童・生徒のために、学校管理下における損害賠償保険に加入。保険内容１事故、対人対物１億円。
主管課	就学支援課
連絡先	046-235-4921
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑤	●市内公立中学３年生入試・就職試験用保険に加入。損害保険対人対物１千万円/事故、傷害保険：傷害により死亡・後遺障害最高1千万円、障害入院5千円/日、障害通院3千円/日
主管課	就学支援課
連絡先	046-235-4921
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑥	●ひとり親家庭等家賃助成：市内の民間賃貸住宅で賃借料を7,000円以上支払って居住しており、「児童扶養手当証書」または「海老名市ひとり親家庭等の医療証」の交付を受けている方を対象。7,000円/月を助成
主管課	こども育成課
連絡先	046-235-7878

事業種別	海老名市
○その他独自の取組	○PR動画の公開 YouTubeや海老名駅自由通路のデジタルサイネージでPR動画を公開
主管課	シティプロモーション課
連絡先	046-235-4574

事業種別	海老名市
○生活支援に係る施策①	●コミュニティバスの運行：鉄道駅や路線バスのバス停から距離がある地域を中心に、市内3ルートで運行 ●実証運行の実施：きめ細やかな移動支援を実現するため、You Bus実証運行を2地区において実施
主管課	都市計画課
連絡先	046-235-9676
○生活支援に係る施策②	○在宅で要介護3以上の寝たきりや認知症の高齢者を対象に、紙おむつ等の介護用品の給付をしています。
主管課	地域包括ケア推進課
連絡先	046-235-4950
○生活支援に係る施策③	○在宅介護者リフレッシュ事業：在宅の寝たきりや認知症等の要介護3・4・5の方及びその方を介護している方に、針灸マッサージや、食事、宿泊、理美容に使用できる助成券を交付しています。
主管課	地域包括ケア推進課
連絡先	046-235-4950
○生活支援に係る施策④	○高齢者（認知症）あんしん補償事業：徘徊高齢者等 海老名市認知症等行方不明SOSネットワーク事前登録者を被保険者として、市が保険者となり損害賠償保険に加入。被保険者が踏切事故等により他者に負わせた損害を補償します。
主管課	地域包括ケア推進課
連絡先	046-235-4950